[10] 地方自治法第241条第１項「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。」
[11] 地方自治法施行令第147条第１項「歳入歳出予算の款項の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。」、地方自治法第233条第５項「普通地方公共団体の長は、第３項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。」、同法施行令第166条第２項「地方自治法第233条第１項及び第５項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。」、同法施行規則第16条の２「歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の様式は、別記のとおりとする。」
[12] 「新たな財政健全化計画等に関する建議」（平成30年５月23日財政制度等審議会）37・38ページ
[13] 「新たな財政健全化計画等に関する建議」（平成30年５月23日財政制度等審議会）38ページ
[14] 次に掲げるような項目は地方財政計画には計上されていない。
・歳入：超過課税、法定外普通税、法定外目的税
・歳出：国家公務員の給与水準を超えて支給される給与
[15] 財政制度等審議会では、地方財政計画と地方歳出決算を比較すると、継続的に１兆円前後、地方財政計画における歳出が決算における歳出を上回る試算結果となるとされているが（「新たな財政健全化計画等に関する建議」（平成30年５月23日財政制度等審議会）33・34ページ）、比較可能となるよう所要の調整を行った総務省の試算では、決算額が計画額を１～２兆円程度上回っている。
[16] 「新たな財政健全化計画等に関する建議」（平成30年５月23日財政制度等審議会）34ページ
[17] 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保された財源は、地方交付税の算定において、地域活性化等の経費を含む通常の算定項目に加えて、職員数削減率等の行革努力分の指標及び製造品出荷額等の地域活性化分の指標により「地域の元気創造事業費」として、また、人口増減率等の指標により「人口減少等特別対策事業費」として算定されている。
[18] 交付税原資は、国税４税（所得税、法人税、酒税、消費税）及び地方法人税であるが、後者は交付税特別会計に直接繰り入れられている。
[19] 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成27年８月28日付け総務大臣通知）により地方自治体に要請されている主要な業務改革は、総務省の調査により、他自治体の参考となるよう取組状況が比較可能な形で公表されている。
[20] 単位費用とは、合理的かつ妥当な水準における標準的な経費を基準として算定した各測定単位の単位当たりの費用であり、基準財政需要額は、地方行政の種類ごとに補正後の測定単位を単位費用に乗じて得た額を合算して算定される。
[21] 「新たな財政健全化計画等に関する建議」（平成30年５月23日財政制度等審議会）35ページ
[22] 具体的には、定型的業務を中心とした事務・事業の民間委託の推進、指定管理者制度等の活用、窓口の手続コストの最適化、給与・旅費等に関する庶務業務の集約化、自治体情報システムのクラウド化、ＰＰＰ／ＰＦＩや成功報酬型の官民連携の推進等
[23] 「Business Process Re-engineering」の略
[24] 平成28年度決算に係る統一的な基準による財務書類については、平成29年度までに1,747団体（全体の97.7％）において整備予定となっている（平成30年１月末時点）。固定資産台帳については、平成29年９月末までに1,586団体（全体の88.7％）において整備済みとなっている。
[25] 整備した財務書類等の積極的な活用を図るため、国において、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」について、固定資産台帳の更新及び公表の方法、財務書類の適切な作成に資するチェックリスト、財務書類の見方及び指標等による分析等について記載する改訂が近日中に行われる予定とされている。
[26] 総務省は、「「経営戦略」の策定推進について」（平成28年１月26日付け総務省自治財政局公営企業課長等通知）において、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を、平成32年度までに策定することを地方自治体に要請している。
[27] 医療介護総合確保推進法により都道府県が策定するもので、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、目指すべき医療提供体制を実現するための施策を定めるもの
[28] 各公営企業において、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、経年比較や他の公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することを目的として、とりまとめたもの。上水道事業、下水道事業等について作成・公表を行っている。
[29] 下水道及び簡易水道における公営企業会計適用の取組状況について、「適用済み」又は「適用に取組中」である団体の割合は以下のとおりとなっている（平成29年４月１日時点）。
人口３万人以上の団体：下水道98.8％・簡易水道92.6％、人口３万人未満の団体：下水道24.8％・簡易水道42.0％
[30] 地方自治体が出資又は出えんを行っている法人並びに地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社）
[31] 総務省は、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成30年２月20日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）において、財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方自治体において、経営健全化のための方針を平成30年度末までに策定・公表するよう要請している。
[32] 決算補てん等目的の法定外一般会計繰入金（収入不足に伴う決算補てん目的のもの、保険者の政策によるもの及び過年度の赤字によるもの）及び繰上充用金の新規増加分のことであり、保健事業や災害減免に係るものなどは除く。
[33] 平成29年９月末現在で1,777の地方自治体（全体の99.4％）が公共施設等総合管理計画を策定済みとなっている。
[34] 「地方版総合戦略」とは、まち・ひと・しごと創生法第９条に基づき都道府県が策定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び同法第10条に基づき市町村が策定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。平成29年度末時点で、全ての都道府県及び1,740市区町村（99.9％）において、地方版総合戦略を策定済みである。
[35] 地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」やふるさと納税の資金を活用した「ふるさと起業家支援プロジェクト」、地域資源を活用した地域エネルギー事業の立ち上げを支援する「分散型エネルギーインフラプロジェクト」、「マイキープラットフォーム」を活用した「地域経済応援ポイントの導入」、シェアリングエコノミーを活用した地域の課題解決や経済活性化の取組等が展開されている。
[36] 「地域おこし協力隊」の拡充のほか、地域と多様に関わる「関係人口」の創出を支援する「「関係人口」創出事業」など地域への「ヒト・情報」の流れを創出する「チャレンジ・ふるさとワーク」、「ふるさと移住交流促進プロジェクト」、更には「子ども農山漁村交流プロジェクト」、「地域運営組織」の形成等が推進されている。
[37] 「集約とネットワーク」の考え方に基づいた「連携中枢都市圏」・「定住自立圏」や過疎地域等における「集落ネットワーク圏」の形成が推進されている。
[38] このような社会の実現には、テレワーク等を活用した働き方改革の推進や、指導的立場に就く女性割合の向上、公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進等、一人ひとりが力を発揮できる環境づくりを支援する取組も重要である。